

熱海市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月26日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第1号

熱海市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熱海市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熱海市職員の給与に関する条例(昭和26年熱海市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の95)」の次に「、12月に支給する場合には100分の85(管理職員である職員にあっては、100分の105)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の45)」の次に「、12月に支給する場合には100分の40(管理職である職員にあっては、100分の50)」を加える。

附則第5項中「100分の1.425」を「、6月に支給する場合には100分の1.425、12月に支給する場合には100分の1.575」に、「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の	1	円 140,100	円 190,200	円 226,400	円 259,900	円 303,900	円 361,300	円 406,900	円 420,500
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	306,200	363,900	409,300	422,700
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	308,400	366,400	411,800	424,700
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	310,700	369,000	414,200	426,800

職員	5	144,600	197,200	232,600	267,700	312,900	371,100	416,100	428,900
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	315,000	373,600	418,400	431,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	317,000	375,900	420,500	432,700
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	319,200	378,400	422,700	434,500
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	321,500	380,900	424,700	436,500
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	323,700	383,600	426,800	438,500
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	326,000	386,200	428,900	440,400
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	328,000	388,900	431,000	442,200
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	330,200	391,300	432,700	444,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	332,400	393,600	434,500	445,700
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	334,500	395,800	436,500	447,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	336,700	398,200	438,500	449,000
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	338,800	400,000	440,400	450,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	341,000	402,000	442,200	451,900
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	343,000	403,900	444,000	453,300
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	345,000	405,700	445,700	454,600
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	347,100	407,600	447,500	455,900
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	349,100	409,400	449,000	457,100
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	351,000	411,200	450,400	458,100
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	353,000	413,100	451,900	458,800
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	354,800	414,900	453,300	459,600
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	356,700	416,400	454,600	460,300
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	358,700	417,900	455,900	461,000
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	360,600	419,500	457,100	461,800
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	362,600	421,100	458,100	462,500
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	364,500	422,400	458,800	463,100
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	366,500	423,700	459,600	463,600
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	368,400	424,900	460,300	464,200
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	370,400	426,100	461,000	464,800

34	191,700	242,500	281,600	326,300	372,400	427,400	461,800	465,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	373,900	428,700	462,500	469,300
36	194,700	245,000	285,300	330,300	375,700	429,900	463,100	472,300
37	196,000	246,000	287,000	332,200	377,500	431,100	463,600	475,300
38	197,300	247,400	288,700	334,100	379,100	431,900	464,200	478,400
39	198,600	248,900	290,500	336,100	380,900	432,700	464,800	481,100
40	199,900	250,400	292,300	338,000	382,300	433,500	465,400	484,200
41	201,200	251,800	294,000	339,900	383,800	434,100	465,900	487,200
42	202,500	253,200	295,700	341,800	385,400	434,800	466,400	490,300
43	203,800	254,600	297,400	343,600	386,800	435,500	466,800	493,000
44	205,100	256,000	299,000	345,500	388,000	436,200	467,100	495,300
45	206,300	257,200	300,700	347,000	389,200	437,000	467,400	497,600
46	207,600	258,500	302,400	348,400	390,300	437,800		
47	208,900	259,900	304,000	349,900	391,400	438,200		
48	210,200	261,300	305,700	351,400	392,600	438,900		
49	211,300	262,600	306,900	353,000	393,800	439,400		
50	212,400	263,700	308,400	353,800	394,900	439,800		
51	213,400	265,000	309,900	355,000	395,600	440,200		
52	214,500	266,300	311,500	356,000	396,300	440,600		
53	215,600	267,400	313,100	356,900	397,000	441,000		
54	216,600	268,500	314,700	358,000	397,700	441,400		
55	217,500	269,800	316,300	358,900	398,300	441,800		
56	218,500	271,100	317,800	360,000	398,900	442,100		
57	219,200	272,200	319,300	360,900	399,400	442,400		
58	220,100	273,200	320,500	361,600	399,800	442,800		
59	221,000	274,300	321,700	362,300	400,200	443,100		
60	221,900	275,400	322,900	363,000	400,500	443,400		
61	222,600	276,600	323,600	363,400	400,800	443,700		
62	223,600	277,600	324,500	364,000	401,100			

63	224,500	278,500	325,300	364,700	401,400			
64	225,400	279,500	326,100	365,400	401,700			
65	226,100	280,300	327,000	365,700	402,000			
66	227,000	281,200	327,400	366,400	402,300			
67	227,900	281,900	328,100	367,100	402,600			
68	229,000	282,800	328,900	367,800	402,900			
69	229,800	283,800	329,700	368,100	403,200			
70	230,500	284,600	330,400	368,700	403,500			
71	231,200	285,400	331,100	369,400	403,800			
72	232,000	286,200	331,800	370,000	404,100			
73	232,800	287,000	332,300	370,300	404,400			
74	233,500	287,500	332,900	370,900	404,700			
75	234,200	287,900	333,400	371,600	404,900			
76	234,900	288,400	334,000	372,200	405,200			
77	235,600	288,500	334,300	372,600	405,500			
78	236,400	288,900	334,800	373,100	405,800			
79	237,200	289,100	335,200	373,700	406,000			
80	238,000	289,500	335,700	374,200	406,300			
81	238,700	289,700	336,100	374,700	406,600			
82	239,400	289,900	336,600	375,300	406,800			
83	240,100	290,300	337,100	375,800	407,000			
84	240,800	290,600	337,600	376,100	407,300			
85	241,500	290,900	337,900	376,500	407,600			
86	242,200	291,200	338,300	377,000	407,800			
87	242,900	291,500	338,800	377,400	408,000			
88	243,600	291,900	339,200	377,800	408,300			
89	244,300	292,200	339,500	378,200	408,600			
90	244,800	292,600	339,900	378,700	408,800			
91	245,300	292,900	340,400	379,100	409,000			

92	245,800	293,300	340,800	379,500				
93	246,100	293,400	341,000	379,800				
94		293,600	341,400					
95		294,000	341,900					
96		294,400	342,300					
97		294,600	342,400					
98		294,900	342,900					
99		295,300	343,300					
100		295,700	343,600					
101		295,900	343,900					
102		296,200	344,300					
103		296,600	344,700					
104		296,900	345,100					
105		297,100	345,600					
106		297,400	346,000					
107		297,800	346,400					
108		298,100	346,800					
109		298,300	347,300					
110		298,700	347,700					
111		299,100	348,000					
112		299,400	348,300					
113		299,500	348,800					
114		299,800						
115		300,100						
116		300,500						
117		300,700						
118		300,900						
119		301,200						
120		301,500						

	121		301,900						
	122		302,100						
	123		302,400						
	124		302,700						
	125		303,000						
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

第2条 熱海市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条の見出し中「級別標準職務分類表」を「等級別基準職務表」に改め、同条第2項中「級別標準職務分類表のとおりとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、規則で定める」を「等級別基準職務表のとおりとする」に改める。

第17条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

第17条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75（管理職員である職員にあつては、100分の95）、12月に支給する場合には100分の85（管理職である職員にあつては、100分の105）」を「100分の80（管理職である職員にあつては、100分の100）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分35（管理職である職員にあつては、100分の45）、12月に支給する場合には100分の40（管理職である職員にあつては、100分の50）」を「100分の37.5（管理職である職員にあつては、100分の47.5）」に改める。

附則第5項中「、6月に支給する場合には100分の1.425、12月に支給する場合には100分の1.575」を「100分の1.5」に、「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	主事又はこれと同程度の職務で規則で定めるもの
2級	副主任又はこれと同程度の職務で規則で定めるもの
3級	主任又はこれと同程度の職務で規則で定めるもの
4級	主査又はこれと同程度の職務で規則で定めるもの
5級	主幹又はこれと同程度の職務で規則で定めるもの
6級	室長又はこれと同程度の職務で規則で定めるもの
7級	課長又はこれと同程度の職務で規則で定めるもの
8級	部長又はこれと同程度の職務で規則で定めるもの

(熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年熱海市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「37万円」を「37万1,000円」に、「41万8,000円」を「41万9,000円」に、「47万円」を「47万1,000円」に、「53万1,000円」を「53万2,000円」に、「60万6,000円」を「60万7,000円」に改める。

第7条第2項中「、6月30日に支給する場合には100分の122.5、12月10日に支給する場合には100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の155」との次に「、100分の137.5」とあるのは「100分の160」とを加える。

第4条 熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第7条第2項中「同項中「」の次に「、6月30日に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「100分の155」と、「」を「、12月10日に支給する場合には」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

(熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第5条 熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年熱海市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第6条 熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように

改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(熱海市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 熱海市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年熱海市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第8条 熱海市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熱海市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員採用等条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定及び第7条の規定による改正後の熱海市特別職の職員の給与に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員採用等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の熱海市職員の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例及び改正後の任期付職員採用等条例の規定による給与の内払とみなす。